⑹　まこがれい

第８の２の⑺に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
山口県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成28年１月１日から平成28年２月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成28年１月１日から平成28年２月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成28年１月１日から平成28年２月10日まで	2,445

⑺　やなぎむしがれい

第８の２の⑻に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成28年４月１日から平成28年６月30日まで	1,776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成28年４月１日から平成28年６月30日まで	1,920

２　第８の３の⑴から⑻までに定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成29年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

⑴　あかがれい

第８の３の⑴に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成29年４月１日から平成29年５月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成29年４月１日から平成29年５月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成29年４月１日から平成29年５月31日まで	560

⑵　さめがれい

第８の３の⑶に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成29年５月１日から平成29年６月30日まで	194

⑶　さわら

第８の３の⑷に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間ごとに漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
大阪府	さわら流し網漁業		平成29年９月１日から平成29年11月30日まで	5,135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年４月20日から平成29年６月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業		平成29年５月６日から平成29年６月15日まで	2,020
岡山県	さわら流し網漁業		平成29年４月20日から平成29年６月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成29年５月１日から平成29年６月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成29年４月20日から平成29年６月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成29年６月１日から平成29年８月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年６月16日から平成29年７月31日まで	6,787
			平成29年９月１日から平成29年11月30日まで	13,455